

昭和四十六年農林省令第五十二号

卸売市場法施行規則

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、卸売市場法施行規則を次のように定める。
（中央卸売市場の認定を受けることのできる卸売市場）

第一条 卸売市場法（以下「法」という。）第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、その取扱品目が属する次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、その卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。）の面積の合計が、おおむねそれぞれ当該各号に定める面積（その取扱品目が当該各号の二以上の生鮮食料品等の区分に属する場合には、当該各号に定める面積のうち最も大きな面積）以上であることとする。

- 一 野菜及び果実 一万平方メートル
- 二 生鮮水産物 一万平方メートル
- 三 肉類 千五百平方メートル
- 四 花き 千五百平方メートル
- 五 前各号に掲げる生鮮食料品等以外の生鮮食料品等 千五百平方メートル

（中央卸売市場の認定の申請）

第二条 法第四条第二項に規定する申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

2 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項とする。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあっては、二に掲げる書類）
 - イ 定款
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 役員名簿及び役員の履歴書
 - ニ 別記様式第七号の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）
 - ホ 法第五条第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 二 卸売市場の施設の配置図
- 三 卸売業者に関する次に掲げる書類（卸売業者が個人である場合にあっては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及び二に掲げる書類）
 - イ 定款
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 役員名簿
 - ニ 別記様式第二号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）

四 法第四条第五項第四号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する書類

五 法第四条第五項第五号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合にあっては、次に掲げる書類

- イ 当該遵守事項を定めるに当たって法第四条第五項第六号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類
- ロ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第四条第五項第六号ハの規定により公表されていることを証する書類

4 法第四条第三項に規定する業務規程には、その細則（同条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容に係るものに限る。）を委ねた規則（品目、数量、金額、割合その他の軽微な事項のみを委ねたものを除く。）を含む。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第三条 法第四条第五項第三号ロの規定による公表は、当該卸売市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 その日（開設者が定める時刻から翌日の当該時刻までの期間をいう。以下同じ。）の主要な品目の卸売予定数量
- 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 前項第一号に掲げる事項にあっては、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格と併せて公表すること。
 - 二 前項第二号に掲げる事項にあっては、売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

（開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表）

第四条 法第四条第五項第四号の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第五条 法第四条第五項第五号の表の四の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 取扱品目
- 三 生鮮食料品等の引渡しの方法
- 四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- 五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第四条第五項第四号ロに掲げる方法として業務規程に定められた決済の方法に則したものに限る。）
- 六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（受託拒否の正当な理由）

第六条 法第四条第五項第五号の表の五の項の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- 一 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- 二 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合
- 三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合

- 四 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- 五 販売の委託の申込みが法第四条第五項第五号の表の四の項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- 六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- 七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- （卸売業者による事業報告書の作成等）
- 第七条** 法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第二号により作成し、当該事業年度経過後九十日以内に、開設者に提出しなければならない。
- 2 法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。
- 3 法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の農林水産省令で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。
- 4 法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。
- 一 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
 - 二 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
 - 三 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合
- 5 第一項の事業報告書には、法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあっては、当該卸売をする卸売業者は、当該卸売の用に供する卸売市場の周辺の地域の施設の詳細を記載しなければならない。
- （卸売業者による売買取引の結果等の公表）
- 第八条** 法第四条第五項第五号の表の七の項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
 - 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
 - 三 その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第四条第五項第五号の表の四の項の規定並びに第五条第四号及び第六号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 前項第一号に掲げる事項にあっては、主要な産地と併せて公表すること。
 - 二 前項第二号に掲げる事項にあっては、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。
 - 三 前項第一号及び第二号に掲げる事項にあっては、次に掲げる区分ごとに行うこと。
 - イ セリ売又は入札の方法による卸売（ハ又はニに掲げるものを除く。）
 - ロ 相対による取引の方法による卸売（ハ又はニに掲げるものを除く。）
 - ハ 法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が仲卸業者その他の特定の買受人以外の買受人に対し生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあっては、当該買受人に対する卸売
 - ニ 法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあっては、当該生鮮食料品等の卸売（前条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設においてするものを除く。）
- （卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件）
- 第九条** 法第四条第五項第九号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。
- 一 開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することができると見込まれること。
 - 二 当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると見込まれること。
- （中央卸売市場の認定の公示）
- 第十条** 法第四条第六項の規定による公示は、インターネットの利用により行うものとする。
- （中央卸売市場に係る変更の認定の申請）
- 第十一条** 法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする中央卸売市場の開設者は、別記様式第三号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第二条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。
- （中央卸売市場に係る軽微な変更）
- 第十二条** 法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- 一 法第四条第二項第一号に掲げる事項の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）
 - 二 法第四条第二項第二号に掲げる事項の変更
 - 三 法第四条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの
 - イ 当該中央卸売市場の面積の変更であって、その面積の十パーセント以内を増減するもの
 - ロ 当該中央卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの
 - 四 法第四条第二項第四号に掲げる事項のうち、当該中央卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更
 - 五 法第四条第二項第五号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。）
 - 六 法第四条第二項第六号に掲げる事項の変更
 - 七 法第四条第二項第七号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該中央卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）
 - 八 第二条第二項に定める事項の変更

- 九 業務規程の変更（法第四条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）
（中央卸売市場に係る変更の届出）
- 第十三条** 法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の七日後までに、別記様式第四号による届出書を提出してしなければならない。
- 2 中央卸売市場の開設者は、前条第三号から第九号までに掲げる変更については、その年度に係る法第十二条第一項の規定による報告をもって、前項の届出書の提出に代えることができる。
- 3 第一項の届出書の提出又は第二項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第二条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。
（中央卸売市場の休止又は廃止の通知及び届出）
- 第十四条** 法第七条の規定による通知は、休止又は廃止の日の三十日前までに、その旨及びその理由を中央卸売市場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表してしなければならない。
- 2 法第七条の規定による届出は、休止又は廃止の日の三十日前までに、別記様式第五号による届出書を提出してしなければならない。
（地方卸売市場の認定申請に係る届出）
- 第十五条** 法第八条第二項の規定による届出は、法第十三条第一項の認定の申請後速やかに、別記様式第六号による届出書を提出してしなければならない。
（中央卸売市場の運営状況の報告）
- 第十六条** 法第十二条第一項の規定による報告は、毎年度経過後四月以内に、別記様式第七号による報告書を提出してしなければならない。
- 2 前項の報告書には、当該中央卸売市場の卸売業者の最新の法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の事業報告書を添付しなければならない。
（地方卸売市場の認定の申請）
- 第十七条** 法第十三条第二項に規定する申請書は、別記様式第一号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）により作成しなければならない。
- 2 法第十三条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項とする。
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類（都道府県が別に定める場合にあつては、その書類）を添付しなければならない。
- 一 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあつては、二に掲げる書類）
- イ 定款
ロ 登記事項証明書
ハ 役員名簿及び役員の履歴書
ニ 別記様式第七号（第三十条第一項の規定により都道府県が別に様式を定めた場合にあつては、当該様式）の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む年度の事業計画書）
ホ 法第十四条において準用する法第五条第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 二 卸売市場の施設の配置図
- 三 卸売業者に関する次に掲げる書類（卸売業者が個人である場合にあつては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及び二に掲げる書類）
- イ 定款
ロ 登記事項証明書
ハ 役員名簿
ニ 別記様式第二号（第二十一条第一項の規定により都道府県が別に様式を定めた場合にあつては、当該様式）の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）
- 四 法第十三条第五項第四号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する書類
- 五 法第十三条第五項第五号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 当該遵守事項を定めるに当たって法第十三条第五項第六号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類
ロ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第十三条第五項第六号ハの規定により公表されていることを証する書類
- 4 法第十三条第三項に規定する業務規程には、その細則（同条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容に係るものに限る。）を委ねた規則（品目、数量、金額、割合その他の軽微な事項のみを委ねたものを除く。）を含む。
（開設者による売買取引の結果等の公表）
- 第十八条** 法第十三条第五項第三号ロの規定による公表は、当該卸売市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
（開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表）
- 第十九条** 法第十三条第五項第四号の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
（卸売業者による売買取引の条件の公表）
- 第二十条** 法第十三条第五項第五号の表の四の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
- 一 営業日及び営業時間
二 取扱品目
三 生鮮食料品等の引渡しの方法
四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第十三条第五項第四号ロに掲げる方法として業務規程に定められた決済の方法に則したものに限る。）
六 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(卸売業者による事業報告書の作成等)

第二十一条 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第二号(都道府県が別に定める場合にあつては、その様式)により作成し、当該事業年度経過後九十日以内(都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで)に、開設者に提出しなければならない。

2 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

3 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の農林水産省令で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- 一 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- 二 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- 三 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第二十二条 法第十三条第五項第五号の表の六の項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行われなければならない。

- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
- 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- 三 その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(法第十三条第五項第五号の表の四の項の規定並びに第二十条第四号及び第六号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)

(卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件)

第二十三条 法第十三条第五項第九号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することができると見込まれること。
- 二 当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると見込まれること。

(地方卸売市場の認定の公示)

第二十四条 法第十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用、都道府県の公報への掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(地方卸売市場に係る変更の認定の申請)

第二十五条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は、別記様式第三号(都道府県が別に定める場合にあつては、その様式)による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第十七条第三項各号に掲げる書類(同項の規定により都道府県が別に書類を定めた場合にあつては、当該書類。以下同じ。)の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

(地方卸売市場に係る軽微な変更)

第二十六条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更(都道府県が別に定める場合にあつては、その変更)とする。

- 一 法第十三条第二項第一号に掲げる事項の変更(開設者の変更を伴うものを除く。)
- 二 法第十三条第二項第二号に掲げる事項の変更
- 三 法第十三条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの
- 四 法第十三条第二項第四号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更
- 五 法第十三条第二項第五号に掲げる事項の変更(開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。)
- 六 法第十三条第二項第六号に掲げる事項の変更
- 七 法第十三条第二項第七号に掲げる事項の変更(卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。)
- 八 第十七条第二項に定める事項の変更
- 九 業務規程の変更(法第十三条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)

(地方卸売市場に係る変更の届出)

第二十七条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の七日後まで(都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで)に、別記様式第四号(都道府県が別に定める場合にあつては、その様式)による届出書を提出しなければならない。

2 地方卸売市場の開設者は、前条第三号から第九号までに掲げる変更(都道府県が別に定める場合にあつては、その変更)については、その年度に係る法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告をもって、前項の規定による届出書の提出に代えることができる。

3 第一項の届出書の提出又は第二項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第十七条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

(地方卸売市場の休止又は廃止の通知及び届出)

第二十八条 法第十四条において読み替えて準用する法第七条の規定による通知は、休止又は廃止の日の三十日前までに、その旨及びその理由を地方卸売市場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表してしなければならない。

2 法第十四条において読み替えて準用する法第七条の規定による届出は、休止又は廃止の日の三十日前まで(都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで)に、別記様式第五号(都道府県が別に定める場合にあつては、その様式)による届出書を提出してしなければならない。

(中央卸売市場の認定申請に係る届出)

第二十九条 法第十四条において読み替えて準用する法第八条第二項の規定による届出は、法第四条第一項の認定の申請後速やかに（都道府県が別に定める場合にあつては、その期限までに）、別記様式第六号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）による届出書を提出してしなければならない。

(地方卸売市場の運営状況の報告)

第三十条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告は、毎年度経過後四月以内（都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで）に、別記様式第七号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）による報告書を提出してしなければならない。

2 前項の報告書には、当該地方卸売市場の卸売業者の最新の法第十三条第五項第五号の表の五の項（二）の事業報告書（都道府県が別に定める場合にあつては、その書類）を添付しなければならない。

(検査等の結果の報告)

第三十一条 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第三条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした開設者の名称
- 二 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした年月日
- 三 開設者がした報告の内容若しくは提出した資料の内容又は立入検査の結果
- 四 その他参考となる事項

(権限の委任)

第三十二条 法第六条第二項、第七条、第八条第二項並びに第十二条第一項及び第二項並びに令第三条第三項の規定による農林水産大臣の権限（法第十二条第二項の規定による立入検査の権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。ただし、法第十二条第二項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

(事前届出)

第三十三条 第十六条第一項の規定による報告書（以下この条及び次条において「報告書」という。）を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出するときは、あらかじめ、報告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う旨、その開設者の名称、住所、代表者の氏名並びに連絡担当者の氏名及び連絡先その他の必要な事項を記載した届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないとき認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(電子情報処理組織による報告書の提出)

第三十四条 電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者は、当該報告書を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項及び前条第二項の規定により付与された識別符号を、提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書を提出しなければならない。

2 報告書においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、前条第二項の規定により付与される識別符号を電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

附 則 抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和四十六年七月一日）から施行する。

2 中央卸売市場法施行規則（大正十二年農商務省令第十号。以下「旧規則」という。）及び畜産振興事業団の保管に係る肉類の売渡しについての中央卸売市場法施行規則の臨時特例に関する省令（昭和三十七年農林省令第三十七号）は、廃止する。

3 この省令の施行の際現に旧規則第十一条の規定により業務規程において定められている第二条に規定する取扱品目の部類と異なる取扱品目の部類により中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）第十条の許可を受けて卸売の業務を行なっている者で法附則第七条第一項の規定により法第十五条第一項の許可を受けた者とみなされるものに係る当該業務規程において定められている取扱品目の部類は、その者については、その者に係る中央卸売市場の開設者が業務規程において当該取扱品目の部類を定めている間は、第二条の規定にかかわらず、法第十五条第二項の農林水産省令で定める取扱品目の部類とする。

4 前項の規定により法第十五条第二項の農林水産省令で定める取扱品目の部類とされるものに係る法第二十六条第一項の農林水産省令で定める保証金の額は、第十四条の規定にかかわらず百二十万円以上二千四百万円以下の金額の範囲内において開設者が業務規程で定めるものとする。

附 則（昭和四十八年四月一二日農林省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年四月一日農林省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年七月一六日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年一二月一日農林水産省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年九月三〇日農林水産省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一一月一日農林水産省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成六年一二月二八日農林水産省令第八九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に卸売市場法第四十三条第二項の登録を受けているせり人についての当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月一一日農林水産省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月九日農林水産省令第四七号）

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成九年七月二十日）から施行する。

附 則（平成一一年一月一一日農林水産省令第一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病菌害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成一一年七月二六日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年八月三一日農林水産省令第五五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の改正規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に開設されている中央卸売市場の開設者に対する改正後の卸売市場法施行規則第三十条の規定の適用については、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第三条第二項の規定により当該中央卸売市場の業務規程が同法による改正後の卸売市場法第三章の規定により定められた業務規程とみなされている間は、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一一月一二日農林水産省令第七七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十二年三月三十一日以前に始まる事業年度に係る事業報告書については、この省令による改正後の卸売市場法施行規則（次条において「新規規則」という。）第三条第五号（第八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第十七条第一項（合計貸借対照表に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 平成十二年九月二十九日以前の日を計算日とする純資産額調査書については、新規規則第三条第十号（第八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第五条及び第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一月三一日農林水産省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月二七日農林水産省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月一日農林水産省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日農林水産省令第九九号）

この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成一三年三月二六日農林水産省令第六四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日農林水産省令第一〇三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月九日農林水産省令第五一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の前に一条を加える改正規定（第一条第二号及び第三号に係る部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十七年三月三十一日以前に始まる事業年度に係る事業報告書については、この省令による改正後の卸売市場法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第五号（第十三条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 平成十七年三月三十一日以前の日を計算日とする純資産額調書については、新規則第七条第十号（第十三条において準用する場合を含む。）、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 平成十七年三月三十一日以前の日を計算日とする純資産額の計算については、新規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 平成十七年三月三十一日以前の日を計算日とする残高試算表については、新規則第十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一七年三月七日農林水産省令第一八号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二六日農林水産省令第三九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十九年三月三十一日以前に始まる事業年度に係る事業報告書については、この省令による改正後の卸売市場法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第五号（第十三条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 平成十九年三月三十一日以前の日を計算日とする純資産額調書については、新規則第七条第十号（第十三条において準用する場合を含む。）、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 平成十九年三月三十一日以前の日を計算日とする純資産額の計算については、新規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 平成十九年三月三十一日以前の日を計算日とする残高試算表については、新規則第十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第六条 平成十九年三月三十一日以前の日を計算日とする資本の合計金額の計算については、新規則第三十二条の第三第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一九年八月三一日農林水産省令第七〇号）

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日農林水産省令第四二号）

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附 則（平成二三年八月三一日農林水産省令第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林水産省の機関に対してされている送付その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の農林水産省の機関に対してされた送付その他の行為とみなす。

第四条 この省令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の農業災害補償法施行規則別記様式による証票（農林水産省の職員に係るものに限る。）、第七条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律施行規則別記第七号様式による証明書及び第十四条の規定による改正前の卸売市場法施行規則別記様式第八号による証明書（農林水産省の職員に係るものに限る。）は、当分の間、第十八条の規定による改正後の農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令別記様式による証明書とみなす。

附 則（平成二七年九月一五日農林水産省令第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年四月一日農林水産省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一七日農林水産省令第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十二月二十一日）

二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定の申請に係る記載事項等の省略）

第二条 改正法附則第三条第五項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

- 一 改正法第一条の規定による改正前の卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下この項において「旧卸売市場法」という。）第二条第三項に規定する中央卸売市場（次項において「旧中央卸売市場」という。）に係る改正法附則第三条第一項の申請 改正法第一条の規定による改正後の卸売市場法（次号において「新卸売市場法」という。）第四条第二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項
- 二 旧卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場（第三項において「旧地方卸売市場」という。）に係る改正法附則第三条第三項の申請 新卸売市場法第十三条第二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項（都道府県が別に定める場合にあつては、その事項）
- 2 旧中央卸売市場に係る改正法附則第三条第一項の申請については、第一条の規定による改正後の卸売市場法施行規則（次項において「新卸売市場法施行規則」という。）第二条第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 旧地方卸売市場に係る改正法附則第三条第三項の申請については、新卸売市場法施行規則第十七条第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類（第一号ニ及びホに掲げる書類を除き、都道府県が別に定める場合にあつては、その書類）の添付を省略することができる。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年五月一五日農林水産省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年七月一六日農林水産省令第四二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の卸売市場法施行規則別記様式第二号は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第2条第1項及び第17条第1項関係）

認定申請書

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

年 月 日提出
 法人名称
 法人番号：
 住 所
 代表者の役職及び氏名

卸売市場法第4条第1項（第13条第1項）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

(記載上の注意)

1. 地方卸売市場に係る申請にあつては、() の文言とすること。
2. 一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を1つの中央卸売市場（地方卸売市場）として申請する場合には、2、3及び7の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として表形式等で添付しても差し支えない。
3. 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項（卸売市場の位置及び施設に関する事項）

(1) 位置

(2) 面積

(記載上の注意) 中央卸売市場の認定を受けようとする場合のみ記載すること。

(3) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m ²	年 月
	m ²	年 月

	m ²	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 (年度)	見込み (年度)
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

1. ①直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
2. 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 (年度)	見込み (年度)	支 出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費 (営業費用)		
使用掛計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積使用料			建設改良費 (経理費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債返債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降の繰上積分 (注6)		
指導監督関係費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業顧客留債費		
貸付金利息			繰上費用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の金額を見込みで記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名 :

TEL :

FAX :

e-mail :

別記様式第2号（第7条第1項及び第21条第1項関係）

事業報告書
（年月日から年月日まで）

開設者 殿

卸売市場の名称
法人名称
法人番号：
代表者の役職及び氏名 印

卸売市場法第4条第5項第5号の表の6の項（2）（第13条第5項第5号の表の5の項（2））の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る申請にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3. 個人である場合にあつては、下記に準じて作成すること。
4. 本様式に記載の事項の他、報告が必要と考えられる事項があれば新たに欄を設けて記載すること。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 事業運営組織

（記載上の注意）組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員略歴

役名及び職名	氏名 (生年月日及び住所)	略歴

(3) 役員及び従業員の状況

区分	人数		平均年齢 歳	平均勤続年数 年
	人	うち女性 人		
役員	常勤			
	非常勤			

	小 計				
従 業 員	営 業 関 係				
	事 務 関 係				
	小 計				
合 計					
臨時職員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の項に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

(4) 株主構成

区分	役 員	従業員	出荷者	仲 卸 者	売 買 参加者	開設者	その他	合 計
総株主等の議決権の数 (A)								
保有する議決権の数 (B)								
割合 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	100.00

大口株主の名簿 (上位 10 位まで)

氏名又は名称	住所	保有する議決権の数	保有する議決権の割合
			%
合 計			

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。
3. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であつて、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

2 卸売業務の状況

(記載上の注意)

1. 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(6)までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。
 2. 取扱金額の欄は、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む金額を記載すること。
- (1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数 量	金 額	委 託 手 数 料	数 量	金 額	買付販 売利益 (損失) 金 額	数 量	金 額	販売 利益 (損失) 金 額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計 (A)									
前年同期 (B)									
前年同期対比 (A/B)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、
 - ① 野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあつては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実
 - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
 - ③ 肉類に属するものにあつては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）
 - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他
 - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他
 に、それぞれ区分して記載すること。
2. 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあつては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあつては束（100本を1束に換算する。）、植木にあつては本（1個1本とする。）とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者 個人	生産者 任意 組合	出 荷 団 体	産 地 出 荷 者	商 社	他市場 卸 売 者	他市場 仲 卸 業 者	その他	合 計	備 考
	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、
 - ① 青果に属するものにあつては、野菜及び果実
 - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
 - ③ 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他
 - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他
 - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
3. 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
4. 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
5. 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものにあつては、() に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

区分 種類	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送		数量	金額
									数量	金額		
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
平均回 収日数	日		日		日		日		日		日	

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、業務規程における第三者販売（仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者への卸売業者による卸売のことをいう。）に係る遵守事項の規定の有無にかかわらず、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。
5. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。）で除して得た数値

(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
			うち商物 分離取引				うち商物 分離取引				うち商物 分離取引	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合 計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。
4. 商物分離取引（卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売のことをいう。以下同じ。）の欄には、業務規程における商物分離取引に係る遵守事項の規定の有無にかかわらず、卸売市場外で販売したものについて記載すること。

(5) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払日までの日数		備 考
最高日数	平均日数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(6) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に 対応する 卸売金額	交付先の数	備考
			千円	千円		
	小 計					
	小 計					
合 計						

(記載上の注意)

1. 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
4. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

(7) 場外保管場所の状況

名称	位置	指定等年月日	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

1. 業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合、又は卸売業者が開設者に届出等の申請若しくは報告その他の手続を行うこととしている場合に、当該保管場所について記載すること。
2. 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

3. 場外保管場所の設置状況に記載する内容は、開設者が中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要と認めるときは、当該事業年度経過後2月以内に提出すること。

3 附帯業務等の概況

(1) 附帯業務の概況

業務の内容	売上高	附帯業務利益（損失）金額
	千円	千円

(2) 兼業業務の概況

業務の内容	売上高	兼業業務税引前当期純利益（損失）金額
	千円	千円

(3) 他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称	所在地	事業内容	資本金	売上高	当期純利益（損失）額	純資産額
			千円	千円	千円	千円

（記載上の注意）

1. 附帯業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う製氷、魚木箱製造等の業務をいう。
2. 兼業業務とは、認定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。
3. 支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。
 - ① 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
 - ② 卸売業者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
 - ③ 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

第2 経理の状況

1 貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産	×××	IV 流動負債	×××
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形(受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		(小 計)	
(5) 有価証券		(4) 買掛金(買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形(買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金(買付け)	
(8) 貯蔵品		(小 計)	
(9) 前渡金		(7) 買掛金(その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形(その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
()		(15) 預り金(その他)	
() 貸倒引当金		(16) 前受収益	
II 固定資産		(17) 仮受金	
1 有形固定資産		(18) 賞与引当金	
(1) 建物		()	
(2) 構築物		V 固定負債	
(3) 機械及び装置		(1) 長期借入金	
(4) 船舶及び車両その他の 陸上運搬具		(2) 預り保証金	
(5) 工具、器具及び備品		(3) 繰延税金負債	
(6) 土地		(4) 退職給与引当金	
(7) 建設仮勘定		()	
()		負 債 合 計	

<p>2 無形固定資産 (1) のれん (2) 借地権 (3) 電話加入権 (4) 施設負担金 ()</p> <p>3 投資その他の資産 (1) 投資有価証券 (2) 子会社株式 (3) 出資金 (4) 子会社出資金 (5) 長期貸付金 (6) 開設者預託保証金 (7) 定期預金 (8) 長期前払費用 (9) 事業者保険料 (10) 繰延税金資産 () () 貸倒引当金</p> <p>III 繰延資産 (1) 創立費 (2) 開業費 (3) 試験研究費 (4) 開発費 (5) 新株発行費 ()</p>		<p>(純 資 産 の 部)</p> <p>VI 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 ① ○○積立金 ② ③ 繰越利益剰余金 (繰越損失金) 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金</p> <p>VII 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差 額金 2 繰越ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 4</p> <p>VIII 新株予約権</p> <p>純 資 産 合 計</p>	
<p>資 産 合 計</p>	<p>×××</p>	<p>負 債 及 び 純 資 産 合 計</p>	<p>×××</p>

注 記

1	採用する企業会計慣行	
2	親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務 (科 目) (金 額)	千円
3	重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第5条第6項の規定により価格を付した場合には、その旨	
4	取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務 役員に対する債権額 役員に対する債務額	千円 千円
5	保証債務額 総 額	千円
6	受取手形割引高 受取手形譲渡高	千円 千円
7	担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額 (資産の種類) (金 額)	千円
8	会計方針を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額	千円
9	財務状況に関する事項	
	(1) 純資産額 (貸借対照表の純資産合計の額)	千円 (A)
	○年度1日当たり卸売金額 (卸売業務取扱額/卸売業務営業日数)	千円 (B)
	(A) / (B)	○日分相当
	(2) 流動比率 (流動資産/流動負債)	○. ○
	(3) 自己資本比率 (純資産合計/負債及び純資産合計)	○. ○

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。

-
2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
 3. 他部門勘定は、他部門に対し債権的關係にある場合には借方（資産の部）の末尾に、債務的關係にある場合には貸方（負債の部）の末尾に記載すること。
 4. 貸借対照表の注記5の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。
 5. 貸借対照表の注記6の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。
 6. 貸借対照表の注記9の純資産額を1日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位の桁まで記載すること。
 7. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。
-

2 損 益 計 算 書

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 営 業 損 益			
1 卸 売 業 務			
(1) 受 託 手 数 料 (受託品取扱額)		(× ×	× × ×
(2) 買 付 販 売 損 益		×)	
1) 純 売 上 高			
商品総売上高			
売上値引及び戻り高		× × ×	× × ×
2) 売 上 原 価		<u>× × ×</u>	
期首商品たな卸高			
商品純仕入高		<u>× × ×</u>	
総仕入高	× × ×		
仕入値引及び戻し高	<u>× × ×</u>		
合 計		<u>× × ×</u>	
期末商品たな卸高		× × ×	<u>× × ×</u>
買付販売利益(損失)金額		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
販売利益(損失)金額			× × ×
2 兼 業 業 務			
(1) 売 上 高			
.....			
.....		× × ×	× × ×
(2) 売 上 原 価		<u>× × ×</u>	
.....			
.....		× × ×	<u>× × ×</u>
兼業業務利益(損失)金額		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
売上総利益(損失)金額			× × ×
3 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
(1) ○ ○ 使 用 料			
(2) ○ ○ 奨 励 金		× × ×	
(3) 役 員 報 酬		× × ×	
(4) 従 業 員 給 料 手 当		× × ×	
(5) 福 利 厚 生 費		× × ×	
(6) 退 職 給 与 金		× × ×	
(7) 退 職 給 付 引 当 金 繰 入		× × ×	

(8) 旅 費 交 通 費		×	×	×	
(9) 通 信 費		×	×	×	
(10) 運 搬 費		×	×	×	
(11) 受 託 品 事 故 損		×	×	×	
(12) 会 議 費		×	×	×	
(13) 交 際 費		×	×	×	
(14) 寄 付 金		×	×	×	
(15) 宣 伝 広 告 費		×	×	×	
(16) 貸 倒 損 失		×	×	×	
(17) 貸 倒 引 当 金 繰 入		×	×	×	
(18) 消 耗 品 費		×	×	×	
(19) 函 書 費		×	×	×	
(20) 減 価 償 却 費		×	×	×	
(21) 修 繕 費		×	×	×	
(22) 保 險 料		×	×	×	
(23) 水 道 光 熱 費		×	×	×	
(24) 賃 借 料		×	×	×	
(25) 公 共 負 担 金		×	×	×	
(26) 公 租 公 課		×	×	×	
(27) 支 払 賦 課 金		×	×	×	
(28) 雑 費		×	×	×	
()		×	×	×	
()		×	×	×	× × ×
営業利益（損失）金額		<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	× × ×
II 営業外損益					
1 営業外収益					
(1) 受取利息及び配当金					
(2) 仕 入 割 引		×	×	×	
(3) 有 価 証 券 売 却 益		×	×	×	
(4) 雑 収 入		×	×	×	
()		×	×	×	× × ×
2 営業外費用		<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
(1) 支 払 利 息					
(2) 有 価 証 券 売 却 損		×	×	×	
(3) 繰 延 資 産 償 却		×	×	×	
(4) 雑 損 失		×	×	×	
()		×	×	×	× × ×
經常利益（損失）金額		<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	× × ×
III 特別利益					

1 固定資産売却益			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>		
2 前期損益修正益	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 その他の特別利益		× × ×	
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>		× × ×
IV 特別損失		<u>× × ×</u>	
1 固定資産売却損			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>		
2 減損損失		× × ×	
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>		
3 災害による損失		× × ×	
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>		
4 前期損益修正損	<u>× × ×</u>	× × ×	
5 その他の特別損失		× × ×	
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>		<u>× × ×</u>
税引前当期純利益（損失）金額		<u>× × ×</u>	× × ×
法人税等			× × ×
.			× × ×
法人税等調整額			<u>× × ×</u>
当期純利益（損失）金額			× × ×

注 記

親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高
千円

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。
2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
3. 受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。
4. 損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除する

こと。

5. 法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上すること。
 6. 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。
-

別記様式第3号（第11条第1項及び第25条第1項関係）

認定事項の変更に係る認定申請書

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

年 月 日提出
名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第6条第1項（第14条において準用する同法第6条第1項）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る申請にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
3. 第2条第3項（第17条第3項）に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第13条第1項及び第27条第1項関係）

認定事項の軽微な変更に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出
名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第6条第2項(第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項)の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(記載上の注意)

1. 地方卸売市場に係る届出にあつては、() の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
4. 認定申請書〔別記様式第1号〕の2の(2)及び(3)、3の(2)並びに4から7までの事項の変更のうち、第12条(第26条)に定める軽微な変更該当するものについては、第13条第2項(第27条第2項)に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、卸売市場法第12条第1項(第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項)の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
5. 第2条第3項(第17条第3項)に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
6. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第14条第2項及び第28条第2項関係）

業務の休止又は廃止に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出
名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第7条（第14条において読み替えて準用する同法第7条）の規定により、中央卸売市場（地方卸売市場）の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 休止〔廃止〕の内容
- 2 休止〔廃止〕の理由
- 3 休止する期間〔廃止する年月日〕
- 4 取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る届出にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第15条及び第29条関係）

地方卸売市場（中央卸売市場）の認定申請に係る届出書

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日提出
名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

年 月 日付けで都道府県知事（農林水産大臣）に対して地方卸売市場（中央卸売市場）の認定申請を行いましたので、卸売市場法第8条第2項（第14条において読み替えて準用する同法第8条第2項）の規定により届出します。

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る届出にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第16条第1項及び第30条第1項関係）

運 営 状 況 報 告 書
（ 年 月 日 から 年 月 日 まで ）

地方農政局長（都道府県知事） 殿

年 月 日 提出
法 人 名 称
法人番号：
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第12条第1項（第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項）の規定により、当該中央卸売市場（地方卸売市場）の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

1. 地方卸売市場に係る報告にあつては、（ ）の文言とすること。
2. 提出先は、当該卸売市場の所在地を管轄する地方農政局長とし、当該卸売市場が北海道に所在する場合にあつては農林水産大臣、沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長とすること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（年度）	見込み（年度）
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

（記載上の注意）

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
3. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意) 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

- ①当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②次年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
- 地方公共団体が申請する場合には、1.にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 (年度)	見込み (年度)	支 出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費 (営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高使用料			事務費(注5)		
面積使用料			建設改良費 (総事業費)		
と畜場使用料			うち市庁事務費		
その他			うち補収採集事業費		
地方債返還			うち市庁事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降削減可償分(注6)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業倒産補償費		
貸付金利息			繰上費用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

5 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

①卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

②場外保管場所の状況

名称	位置	指定等年月日	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

1. 業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合、又は卸売業者が開設者に届

出等の申請若しくは報告その他の手続を行うこととしている場合に、当該保管場所について記載すること。

2. 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

(2) 仲卸業者

①仲卸業者の状況

取扱品目	個人	法人	合計
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

(記載上の注意)

- 複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。
- () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。
- 法人の仲卸業者については、その貸借対照表及び損益計算書又はそれらの概要を添付すること。

②直荷引きの状況

取扱品目	実施業者数	取扱数量	取扱金額	主な品目
		トン	千円	

(記載上の注意)

- 仲卸業者が行う卸売業者以外の者からの生鮮食料品等の買受け（以下「直荷引き」という。）について、開設者が把握している実施業者数、取扱数量及び金額を記載すること。
- 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
- 主な品目の欄には、直荷引きが行われている主要な品目を記載すること。

(3) 売買参加者

取扱品目	業 種						
	一般小売店	スーパー	生協	給食、外食 納入業者	加工業者	他市場卸 売業者	その他
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載す

ること。

2. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
3. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

(4) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

(記載上の注意) 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。

7 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 第13条第2項(第27条第2項)に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔別記様式第4号〕の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
3. 第2条第3項(第17条第3項)に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名 :

TEL :

FAX :

e-mail :